

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年8月17日
【事業年度】	第97期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	日本証券金融株式会社
【英訳名】	JAPAN SECURITIES FINANCE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 増淵 稔
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号
【電話番号】	03(3666)3184（直通）
【事務連絡者氏名】	総務部長 前田 和宏
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号
【電話番号】	03(3666)3184（直通）
【事務連絡者氏名】	総務部長 前田 和宏
【縦覧に供する場所】	日本証券金融株式会社 札幌支店 （札幌市中央区南一条西四丁目5番地） 日本証券金融株式会社 福岡支店 （福岡市中央区天神二丁目14番2号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） （注） 札幌および福岡の2支店は、証券取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出しました第97期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものがあります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

- ③ 内部監査および監査役監査並びにリスク管理体制の状況
(省略)
- ④ 業務を執行した公認会計士の氏名
(省略)
- ⑤ 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要
(省略)
- ⑥ 役員報酬の内容
(省略)
- ⑦ 取締役の定数
当社の取締役は9名以内とする旨定款に定めております。
- ⑧ 取締役の選任の決議要件
当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。
- ⑨ 監査報酬の内容
(省略)

(訂正後)

- ③ 内部監査および監査役監査並びにリスク管理体制の状況
(省略)
- ④ 業務を執行した公認会計士の氏名
(省略)
- ⑤ 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要
(省略)
- ⑥ 役員報酬の内容
(省略)
- ⑦ 取締役の定数および資格制限
当社の取締役は9名以内とする旨、代表取締役は証券会社の役員および使用人以外の者でなければならない旨定款に定めております。
- ⑧ 取締役の選任の決議要件
当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。
- ⑨ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

① 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

② 中間配当

当社は、株主への利益配分の機会を充実することを目的として、取締役会決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨定款に定めております。

(10) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(11) 監査報酬の内容

(省略)